

民生福祉常任委員会会議記録（第123回弥生会議）

1. 日 時	令和5年3月1日 9:30～15:25
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	上田英樹委員長、前田えり子副委員長、萩原正人委員、荒木礼子委員、園田依子委員、小島政行委員
4. 欠席議員	なし
7. 参考人	なし
8. 傍聴人	なし
9. 会議に付した事件	<p>議案第9号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第11号 丹波篠山市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例</p>
10. 議事の経過	<p>日程第1 議案第9号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>市民生活部 地域振興課より議案説明資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答＞</p> <p>小島委員 料金については地元の方からのそういう要望なので問題ないと思います。活性化ということから、指定管理者がもう少し自由に料金であったり、例えば学校も構造物はなかなか変えることは出来ないけど看板立ててもいいとか、管理者が考えて活性化に向けた取組が出来たらいいと思いますがどうでしょうか。</p> <p>市民生活部 地域コミュニティ活性化施設につきましては、できるだけ指定管理者の意向を踏まえた運営を頑張らせていただいています。利用料金につきましては、この条例の中で設定をしており、今回の宿泊料につきましても上限額を設定しています。今回見直しを行う上限額はある程度、余裕を持たせていますので、指定管理者の意向を踏まえて実際の料金を設定することが可能になっています。その辺りは指定管理者とも協議をしながら決定をしていきたいと</p>

<p>園田委員</p>	<p>思っております。条例で一定の規定をしていますが、できるだけ指定管理者の自発的な活動ができるように支援をしているところです。</p> <p>福住地域コミュニティ活性化施設について、コミュニティキッチンとして利用するという目的の中で、今度はカフェとして固定して利用するということですが、今までのカフェの状況について、またカフェの経営はどこがされるのかお伺いしたいと思います。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>昨年度までは週 3 日の運営をされておりました。その方はチャレンジ期間が過ぎまして、今は福住地内の別の場所で経営をされておられます。現在はアパレル店やカフェなどで働いた経験をお持ちの方が、カフェ「ノウム」というお店で、平日の週 3 日と土日は不定期で営業されています。地域食材を生かした素朴なメニューを提供し、気軽に集える憩いの場を目指しておられます。</p>
<p>園田委員</p>	<p>その方が週 3 回で月 3 万円で経営していただけるということですが、これは期限を決めずにずっとその方が経営されるのでしょうか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>利用期間は最長 3 年ということで指定管理者と契約をされております。</p>
<p>前田副委員長</p>	<p>最長 3 年ということですが、大芋や福住のテナントについても同じ様に 3 年という期間を設けているのでしょうか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>ここはチャレンジカフェなので利用期間については 3 年ということになっていますが、テナントにつきましてはそれぞれが指定管理者と契約をされています。それぞれのテナントの方と利用期間を設けておられるかどうかは確認出来ていません。</p>
<p>上田委員長</p>	<p>大芋地区コミュニティ活性化施設の料金改正の理由として、近隣のゲストハウスの料金と比較したことと電気代高騰という説明もありましたが、大芋地域コミュニティ活性化施設には、ほかにも多目的ホールや会議室の利用もありますが、それらについては一切値上げしないことになっています。なぜ宿泊施設だけ電気料金の高騰で値上げをするのでしょうか。実際は近隣の宿泊施設、ゲストハウスと合わせるための料金改正なのか。電気料金が理由でしたら、ほかの部屋の利用とつじつまが合わないと思います。その辺をもう少し説明いただけますか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>大芋地域コミュニティ活性化施設の宿泊事業につきましては、指定管理者からの申出によるもので、電気代もそうですが、物価上昇による布団のリース料などの値上げも大きくなっておりま</p>

<p>上田委員長</p>	<p>す。このようなことから、宿泊料金を少し見直さなければ、宿泊にかかる人件費の捻出などで採算がとれない状況になっています。このために今回、宿泊事業がより安定的に自立した運営ができるよう上限額の引上げを検討したところです。検討に当たりましては、3年前にこの宿泊事業を開始したときにも、近隣の民泊の料金や近隣市の同様の施設の料金を参考にしておりますので、この3年間の同様の施設の料金の引上げ状況も参考にさせていただき、今回上限額を設定したということになります。</p> <p>そうしましたら、電気代の高騰が大きな理由として説明されましたが、実際には、近隣のゲストハウスと同一にしたこと、また布団等のリース料等も高騰もしていることのほうが理由としては大きいということでしょうか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>管理者の方から伺っている理由として、宿泊されている方に対応する従業員の人件費を賄うために、このままではちょっと大変だということで、やむなく値上げをさせていただきたいということ聞いています。</p>
<p>上田委員長</p>	<p>福住地域コミュニティ活性化施設の1階カフェの利用料金について、今まで1時間300円としていた料金が今回、1か月当たり3万円になるということについて、他のテナント料金と同じ金額ということで設定されています。3万円という金額の設定自体が、妥当なのかどうか。その辺のことについて指定管理者ともう少し値上げしたほうがいいのか、それとも、もう少し減額したほうがテナント等が入りやすいのかなどのお話をされたことはありますか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>指定管理者はカフェについて、今は週3回開設されていますが、お客さんが来ていただいたのに閉まっていて帰ってもらうという状況もあり、開業日を増やしてほしいと思っておられます。その分も含めて、今の料金からすると、若干、カフェの経営者にとっては値上がりになりますが、このことについては了解をされており、管理者とも調整ができております</p>
<p>園田委員</p>	<p>大芋地域コミュニティ活性化施設について、今までの宿泊の利用状況と、今回、値上げにより大人、子供も料金が倍になる影響についてどのように考えられるのでしょうか。今までここを利用される方にとっては、余り高くなれば利用を控えるように考えられる方がいるかと思いますが。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>まず利用状況ですが、令和2年度で宿泊者数は960名。令和3</p>

年度で1,533名、令和4年度4月から12月の集計では2,174名に利用いただいています。宿泊者数は徐々に増えてきています。管理者も令和4年度は3,000人位という目標を立てられて、宿泊者を伸ばしていこうと考えておられます。また、一挙に宿泊料金を上げることは今のところ考えておられません。令和5年から指定管理期間の更新になりましたので、今後、5年間の指定管理期間を見据えて段階的に上昇させていく予定にされています。

小島委員

福住地域コミュニティ活性化施設のカフェについて、利用料金や採算のこともありますが、施設活性化ということですので、今は週に何日間しか開けないということですが、チャレンジカフェということもありますので、他の方が空いている日に入るなど、そういう意識を持っていただいて、活性化というところを指定管理者にも理解いただいて、そういう利用をしていただくようにぜひよろしくお願いたします。

日程第2 議案第11号 丹波篠山市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

市民生活部 市民安全課より議案説明資料に基づき説明

<主な質疑応答>

萩原委員

丹波篠山市は人口4万人に対して1,200人ぐらい団員がいるということですが、これは多いのですか。

市民生活部

まず全国的に見ると兵庫県が1番消防団員の多い県になっています。国の交付税の基準は10万人あたり583人と説明いたしましたが、多いか少ないかということについては、市町に応じた団員数とすることになっていますので市の全体的な消防力により異なります。近隣の丹波市であれば令和3年4月1日現在、団員数が1,697人、丹波篠山市は令和3年4月1日現在で1,192人です。豊岡市などの北部地域も1,000人を超えています。大きな面積を抱える市町にとっては多くの団員が必要です。一方で、都市部であれば、人口が多く消防本部機能や職員も充実していると消防力も充実しているため団員数も多くないところもあります。市としては、消防団と消防本部を合わせて消防力という考え方をしていますので、決して多い人数ではないと考えています。

萩原委員	もうちょっと人数が多くなってほしいという思いで、この報酬を上げているのかなと思っていますが、どのようにお考えでしょうか。
市民生活部	国が処遇改善として提示している意図は、団員数が全国的に減少しており、危機的な状況だということです。その中で、年間報酬を見直し、火災現場に出動するなどの出動手当についても、出動報酬としてきっちりと対応してほしいというものです。団長も含めて話をしておりますが、特に出動報酬については、やはり火災現場に行っている団員については、仕事もある中で出動しているため、出動手当の増額をしてほしいという要望も聞いているところです。これが団員確保につながるかということになると、団長の思いに応えると言うことから良い改正となり、現役でおられる方が少しでも長く続けていただけることにもつながる要因になると思っています。
園田委員	出動に対する報酬の中で、費用弁償を出動報酬に改めるということですが、これらの違いは何でしょうか。
市民生活部	年額報酬は一律で出動が少なかったり多かったりする人にかかわらず、1年間に前期、後期に分けて支払うものです。出動報酬は火災とかの出動に応じて支払うものになっております。費用弁償から出動報酬に名称は変わりますが、従来どおり出動いただいた時間に応じて支払いとなります。
園田委員	国のほうでは1日あたり8時間と示されているようですが、一方で、7時間45分という基準もあります。今回、1日あたり8,000円で8時間とされているのは、市で決められているものなのか、それとも標準の時間として示されているものなのでしょうか。
市民生活部	1日の単位については7時間45分という基準もありますが、国では、1日8,000円という基準で示されています。それについては各市町で、時間単価で計算するのか半日単位にするのかなどの基準を決めることができることになっています。1時間1,000円というのは、例えば1時間30分の出動した場合、1時間を超えるのであれば2,000円というふうに、1時間当たりの単価を1,000円として計算することで、分かりやすく、またきっちりと支払うという趣旨です。
園田委員	そうすると、市としては8時間を基準に考えているという理解でいいのでしょうか。
市民生活部	8時間いうところですが、1日8時間分しか支払わないというこ

	<p>とではなく、例えば9時間になれば9,000円となります。東本荘で火災があったときも朝から翌日まで出動されたケースがあるので、24時間であれば2万4,000円という計算になります。あくまで時間に応じた計算になります。</p>
園田委員	<p>火災でも短時間とか誤報のときの支払いの報酬はどういうふうな考え方になるのでしょうか。</p>
市民生活部	<p>誤報や、現在の人員で消火可能なため反転帰所する場合などがあります。その際については、分団長がその管轄を指揮していますので、1時間以内であればその時間を報告書に記録して、その報告時間を見て市が支払うこととなります。その基準については、火災の覚知を確認して出動をした時刻から、活動業務が終了した時間を想定しています。</p>
荒木委員	<p>費用弁償と出動報酬は考え方の違いと呼び方の違いだと思いますが、警戒等と訓練等の場合の1回あたりの金額は変更がないので、団員数の減少を止めるためにいずれ報酬に変わるのかもしれませんが、今の考え方として1回につきということで、費用弁償で置いておくほうがよいと思いますが、費用弁償を出動報酬に変えるのは何故でしょうか。</p>
市民生活部	<p>出動手当を費用弁償から出動報酬に改正をさせていただく理由は、費用弁償は、どうしても仕事の処理にかかった費用や旅費というようなイメージがあり、それによって各市町で費用弁償の額に大きな開きがあるということが国の検討会で指摘をされました。このため、費用弁償を見直すこととされ、国が7時間45分を基本として1日当たり8,000円という支給基準を示した上で、今回、報酬として支給することになりました。これは災害の出動だけでなく、警戒、訓練等の場合も含めまして、国の方針に基づき改正をするものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
小島委員	<p>今回の改正後の予算は、令和4年度の実績を見て積算をされているのでしょうか。</p>
市民生活部	<p>今回、計上させていただいております改正後の予算は、出動回数について過去3年間の実績の平均回数で積算させていただいております。</p>
上田委員長	<p>年額報酬等につきましては、消防団の団長ほか幹部の方々と協議をされていると思いますが、それでよろしいですか。</p>
市民生活部	<p>消防団の正副団長とは令和5年2月9日の正副団長会でこの話</p>

を伝えております。まず、議会での上程前になりますが、市の改正しようとする内容を伝えて、ご理解いただいたと思っています。

国の基準が3万6,500円と高いですが、財政状況の中で無理なことは言えない、しかし出動報酬について1時間1,000円という改正は、今までから感じていたことで、ありがたいというふうなことをおっしゃっていただいています。今後、条例や予算が決まりましたら、分団長等にも広げて話をしていくということで、基本的なところについては話が出来ております。

上田委員長

年額報酬について、班長・団員は引き上げ、部長以上はそのまま据え置くことについての考え方を教えてください。

市民生活部

今回、説明資料の中でも少し触れていますが、国の基準が示されております。できることなら国の基準に合わせたいというところですが、消防団の組織の階級で、階級が団員である人の割合が一番多くほとんどを占めています。兵庫県下でも同じ状況で国の基準通りに改め、毎年支払っていくことは難しいということで、団員の階級については、2万1,000円や2万円を基準としているところが4市町あります。令和3年にこの件に関しての通達がありましたが、本当にこの交付税が全額入ってくるのか分からないところがあり、県下でも丹波篠山市のように改正されていないところもありました。今回の予算計上に関してはその中で財政部局とも協議し、交付税が入ってくる基準を考慮し、市の財政的にも負担がないところが2万円というラインでした。逆に2万円を1万9,000円、1万8,000円に下げてしまうと、全体的な交付税の額が下がってしまうということもあります。もう1点、この交付税の基準で入ってくる額は、団員の階級が主で、団員の金額をあげることにより、班長の金額が逆転するため影響する班長の報酬について増額したことになります。

上田委員長

今回、消防庁では団員確保の対策として、処遇の改善ということで消防団員の報酬等の基準の算定等について通知が発出されたということですが、実際に、今、消防団については、団員の確保について苦慮されている状況です。一方では、報酬ではなくて自分たちの地域に住んでいる者が、地域の安全、台風とか火災に備えて、地域活動として頑張っていくんだというような考えの方もおられるのではないかと思います。ですので、今回報酬が上がりましたので団員が増える、入りやすくなるという考えだけでなく、地域のことは地域で守ろうというような消防団員のスピリットを

市民生活部

市の担当部署としてPRをしていただきたいと思います。報酬だけで団員が増えるというような考え方は少し違うというふうに私は思っていますが、行政としてはどのようにお考えでしょうか。

おっしゃるように、報酬を上げたから消防団に入ろうという人がすぐに増えるわけではないと思いますが、行政として消防団は大事にしたいという思いがあります。今の団長、副団長、分団長の方たちも熱い思いを持たれていて、怪我なく事故なく団員を守っていくということを思われています。そういったことに加えて、やはり団員確保については、団員だけでは難しい状況にきておりますので、自治会の中でも消防団に入ることによって、そこが地域コミュニティの参加のスタートになるとか、そういった意味でも幅広く考えていかなければならないと考えています。また、国の処遇改善を検討された中では、報酬の問題もありますが、辞めるまた入団する上での壁となる要因の一つとしてとして、操法大会などが負担になっているということも出されています。昔ながらの形っているのは、それが大事というところもある反面、そういったことがマイナス要因にもなっているとも言われています。全国の動きでも、今年度の全国大会では操法大会における形式もある程度緩やかにしながら大事なところを抑えていこうと改善されています。活動の中身も厳しさも大事ですが、その辺りについては適切な距離感を持ちながらやっていかなければいけないと思っております。

上田委員長

今回の条例改正につきましては、先ほど言いましたとおり報酬等の条例改正ですので、私は異論ありません。しかしながら、もう少し、消防団の幹部の方とお話していただいて、いかにして消防団に入っていただくかということや、消防団というのはこのような魅力があるんだということを発信していただきたいと思います。

そして、やはり消防団の方は危険なところに行きますので、あまり緩やかにすると、団員のケガや生命等に関わってきます。個人で動くのではなく、チームプレーとして消防団は動きますので、その辺はきっちりと基本的なことや、自分の身は自分で守るということは押さえられて、研修等をしていただきたいと思います。

また、団員確保で苦慮されていることについては、団員の定数も含めて、今後とも消防団、市の幹部の方々とお話を進めていただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第3、議員間協議

上田委員長 本日の案件についての質疑は全て終了しましたので、委員間協議で、議論確認とすることがあれば、御発言願います。

— 発言なし —

日程第4、討論、表決

議案第9号 丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上田委員長 これから討論を行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

上田委員長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立全員 —

上田委員長 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 丹波篠山市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上田委員長 これから討論を行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

上田委員長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立全員 —

上田委員長 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

上田委員長 以上で本日の審査は全て終了しました。
議案審査に関わる審査報告については、一任いただきたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

上田委員長 異議なしと認めます。
それでは、本日の執行部との質疑応答及び討論を踏まえた形での審査報告を行いたいと思います。

閉会宣告

上田委員長 これをもちまして、本日予定しておりましたすべての審査が終了しました。それでは、閉会にあたりまして前田副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

前田副委員長 挨拶

散会